

2014年9月11日

日本弁護士連合会

事務総長 春名 一典 殿

これからの司法と法曹のあり方を考える弁護士の会

代表世話人 中村憲昭（札幌） 吉岡和弘（仙台）
和田吉弘（東京） 齋藤和紀（千葉）
那須國宏（愛知） 瀨瀬和義（愛知）
国府泰道（大阪） 白浜徹朗（京都）
火矢悦治（岡山） 野垣康之（愛媛）
向原栄大朗（福岡）

要 望 書

1 はじめに

2014年8月1日付日弁連新聞（第487号）の「日弁連短信」（以下、短信といいます）欄に、貴職のご見解が掲載されました。しかし、その内容は、日弁連の理事会決議（提言）に抵触する恐れがあるのではないかと危惧の念を禁じ得ません。以下、短信に掲載された貴職のご見解に対する当会の考えを申し述べますので、是非ご一読の上、再考していただくことを要望いたします。

2 「4つの課題は一体として検討されなければならない」について

短信は、「①司法試験合格者をまず1500人にまで減員、②法科大学院の定員・入学者数の大幅削減、③予備試験の制度趣旨を踏まえた運用、④法曹養成過程における経済的支援という4つの課題は一体として検討されなければならない。」としています。しかし、この4課題一体検討論は、2012年3月15日付理事会決議「法曹人口政策に関する提言」に抵触する恐れがあるのではないかと思料いたします。

すなわち、同決議は、「司法試験合格者数をまず1500人にまで減員し、更なる減員については法曹養成制度の成熟度や現実の法的需要、問題点の改善状況を検証しつつ対処していくべきである。」としており、1500人への減員については条件をつけていません。そして、理事会に先立ってこの提言を議決した法曹人口政策会議の全体会議において、議長代行は、「『まず1500人にまで』というのは、今年（2012年）の司法試験からすぐに1500人まで減員するということである。」と説明されています。それから2年以上も経過しているのですから、1500人は今すぐ無条件で実現されなけれ

ばならないとするのが日弁連の公式見解になるのではないのでしょうか。4課題一体検討論は、①の司法試験合格者数を1500人にまで減員するという課題も、他の課題と一緒にでない駄目だという趣旨なのではないのでしょうか。もし、そうだとすると、それは前記日弁連決議に抵触することになるのではないかと考えます。

司法試験合格者数が現状のまま2000人程度に据え置かれるならば、多くの弁護士の業務が成り立たなくなり、法曹志望者の激減も一層進んで優秀な人材が法曹界に集まらなくなり、司法が人的基盤から崩壊しかねません。また、弁護士のOJTが十分でなくなり、経済的自己防衛の見地から弁護士業務がゆがめられる恐れもあります。これらの事態は、国民にとって黙過できないものであり、当会は、4課題の中で人口問題こそが中核的課題なのではないかと考えております。

以上の見地から、是非、司法試験合格者数の減員を今すぐ無条件で実現するという立場に立っていただけますよう要望いたします。

3 「露骨な数の議論は社会的には受け入れられない」について

短信は、「本年度司法試験合格者数が何人になるかは重要な問題である。しかし、露骨な数の議論は社会的には受け入れられない。」としています。この「露骨な数の議論」とは、具体的にどのようなことを想定しておられるのかよく分かりませんが、「弁護士急増の弊害を具体的かつ詳細に説明して、司法試験合格者数を直ちに1500人にまで減員することが国民にとって喫緊の課題であると主張することは、「露骨な数の議論」になるのでしょうか。当会は、上記のような主張を国民に分かりやすく展開して、国民的理解を得ることが、1500人を実現する上で重要なことだと考えているのですが、いかがでしょうか。

貴職は、「露骨な数の議論」は避けるべきだと主張しておられますが、もしそうだとすると、「まず1500人にまで減員」という日弁連決議をどのような方法で実現するのでしょうか。率直に申し上げて、会員の目からは、日弁連が司法試験合格者数の減員に向けてどのようなことをしているのか見えにくい状況があると思います。会員は、日弁連の行動提起を待っています。是非、減員を実現する具体的な行動を指し示していただきますよう要望いたします。

それとの関連で、「社会的に受け入れられない」という議論について付言したいと思います。これまでも、「社会的に受け入れられない」として、最初から国民的理解を得る努力を放棄してきたことがあるのではないのでしょうか。しかし、近年、地方会の努力によって、司法試験合格者数の減員を求める地方議会の決議が続々とあげられるようになっていきます。これらは、まさしく市民の声なのではないのでしょうか。すなわち、きちんと説明すれば、市民に理解していただくことは十分可能なのではないのでしょうか。

なお、当会は、現在では司法試験合格者数を1000人以下にすることが必要である

と考えております。前述しましたように、「まず1500人」とした理事会決議からすでに2年以上が経過しており、弁護士急増の弊害は当時の比でなくなっております。したがって、現状では1500人にしても弊害は解消されず、1000人以下にしなければならない状況になっていると思料いたしますので、是非1500人の先を見越した行動を検討していただけますよう要望いたします。

4 「数を減らすだけでは司法の縮小傾向を再び生み出すことにつながる」について

短信は、「数を減らすだけでは司法の縮小傾向を再び生み出すことにつながる」としています。その趣旨は、「だけ」という文言に意味があり、数を減らすことは必要だが、それだけではよくないという意味だと理解いたします。もし、そのような理解でよいとすると、本要望書の第2項に記載した4課題一体検討論に関する問題がここでも妥当することになります。

そして、「数を減らすだけ」というのは、短信の文脈からすると、1500人への減員も含まれていると思われませんが、司法試験合格者数を500人程度にまで減員しない限り、弁護士人口は増え続けます。すなわち、1500人に減員しても弁護士人口は増えていくのであり、決して司法が縮小することにはならないと思料いたします。もし、貴職が、本当に「司法試験合格者数を1500人に減員すると、司法が縮小する。」とのお考えで減員に消極的になっておられるのであれば、決してそのようなことはありませぬので、自信を持って当面の減員を実現する方向へ進んでいただけますよう要望いたします。

5 「法曹としての出発点を質量共に充実させなければならない」について

短信は、「法曹としての出発点を質量共に充実させなければならない」としてしています。しかし、「法曹としての出発点を質量共に充実」させるためには、司法試験合格者数を今より増やさなければならないということになりませんか。司法試験合格者数が減って、法曹の出発点に立つ人が今より減少すれば、それはどのように考えても、量を充実したことにはならないと思います。

もし、そうだとすると、上記のご見解は、「司法試験合格者数をまず1500人にまで減員」することを求めた、2012年3月15日付理事会決議「法曹人口政策に関する提言」に明確に反することになると思われます。事務総長が理事会決議に明白に反した言動をするのはいかがなものかと思われますので、今後は改めていただけますよう要望いたします。

6 予備試験について

短信は、「一体として検討されなければならない」という4課題の中に「予備試験の制

度趣旨を踏まえた運用」をあげています。最近、予備試験を制限するべきであるという議論（予備試験合格者数の削減、予備試験受験のための資力要件・社会人要件の創設、予備試験の年齢制限、法科大学院生の受験制限、予備試験科目の増加等）がありますが、前記「予備試験の制度趣旨を踏まえた運用」とは、上記予備試験制限論に与することを意味しているのか否かが問題になると思われます。

この点につき短信は、2012年7月13日付理事会決議「法科大学院制度の改善に関する具体的提言」の中に「予備試験の制度趣旨を踏まえた運用」が含まれているとしています。そして、上記理事会決議には、予備試験を制限するべきであるとは書かれていません。したがって、短信の文脈からは、「予備試験の制度趣旨を踏まえた運用」には前記予備試験制限論は含まれていないと解釈することができますが、このような理解でよろしいでしょうか。

当会は、予備試験は制限するべきではなく、「予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させる」とした閣議決定に従い、予備試験合格者数を今より増やすべきであると考えております。予備試験を制限すれば、ただでさえ深刻となっている法曹志望者の激減にさらに拍車がかかることになりかねません。日弁連は、予備試験の制限に反対する見解を明確にするべきであると考えます。

最近、各地の単位会において、続々と予備試験の制限に反対する会長声明・決議があげられています。是非、これらの単位会の意思を尊重して、日弁連としても予備試験の制限に反対する見解を明確に打ち出していただけますよう要望いたします。

以上